

離婚に合意しない妻に対する離婚請求

離婚

事案の概要

50代 男性 会社員

相談者は、妻からの精神的虐待等を理由に別居を開始して、半年ほど経過後に離婚調停を申立てましたが、調停は不成立に終わりました。

妻との離婚を強く希望する相談者は、離婚裁判を視野に弁護士に相談することになりました。

解決結果

別居から1年も経過していない時期ではありましたが、妻に対して離婚訴訟（裁判）を提起しました。

当初、妻は、離婚に応じる気持ちはなく、相談者が離婚を決意した様々な事情について直す努力をしているので修復したいと主張していました。ただ、相談者の意思が固いことから裁判官が妻を説得して、離婚を前提に財産分与について話し合いをするよう、調停に付されました。

その後、何回か期日を重ねましたが、財産分与について相談者にことさら不利ではない条件で協議がまとまり、めでたく離婚が成立しました。

担当弁護士からひとこと

離婚調停が不成立に終わった場合、裁判をするかどうかを悩まれる方は多いと思います。特に、離婚原因が明確にないと考えられている場合は躊躇されるでしょう。「婚姻を継続し難い重大な事由」の一つの判断要素として別居期間が挙げられますが、別居から時間がそれほど経過していない場合は、離婚訴訟提起まで少し時間を置かないと認められないと考えられている方も多いと思います。

本件では、未成熟子もおらず、相談者の意思も固いことから、別居期間は1年弱でしたが、早期の裁判提起に踏み切りました。その後、調停には付され時間がかかりましたが、相談者が裁判所に出頭することもなく成立に至りましたので、ご負担も最小限で解決しました。